

施策と SDGs の関連性について

○本計画の取組と関連性の高い目標

各施策と SDGs のゴールの関連性を整理し、
ごみと生活排水で関連性が高い目標を記載します。

○（参考）SDGs の全体像

SDGs とは Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略称で、平成 27 (2015) 年の国連サミットで採択された平成 28 (2016) 年から令和 12 (2030) 年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール (なりたい姿)・169 のターゲット (具体的な達成基準) で構成されています。SDGs は、パリ協定と併せて地球規模の問題として、世界各国で政府、自治体や企業、一般市民に至るまで取組が進んでいます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



[資料：外務省 HP 持続可能な開発目標 (SDGs) と日本の取組]

○（参考）SDGs のウェディングケーキモデル

(1) SDGs ウェディングケーキとは

SDGs ウェディングケーキとは、スウェーデンの首都ストックホルムにあるレジリエンス研究所の所長が考案した SDGs の概念を理解しやすくまとめた構造モデルです。

(2) 構造モデル

ウェディングケーキの構造は、目標 17 を頂点にし、生物圏（環境）、社会圏、経済圏の 3 階層によって構成されています。

① 生物圏（環境）

生物圏（環境）の階層には、目標 6、目標 13、目標 14、目標 15 の 4 つが含まれており、人が地球上で暮らしを維持する上で、必要不可欠な「環境面」や「気候変動」について掲げた目標になります。

上層の社会や経済の発展のためには、まずは地球そのものの環境が整わない限り、持続的な発展はありません。そのため、生物圏（環境）が全ての発展の土台となり、重要なポイントとなります。

② 社会圏

社会の階層には、目標 1、目標 2、目標 3、目標 4、目標 5、目標 7、目標 11、目標 16 の 8 つが含まれており、人が不自由なく生活するために、持続的に働き続けられるために必要な「健康面」、「差別や偏見解消」、「教育環境」について掲げた目標となります。

③ 経済圏

経済の階層には、目標 8、目標 9、目標 10、目標 12 の 4 つが含まれており、「働きがい」、「経済成長」、「技術革新」、「差別や偏見を解消」といった、経済発展に必要な項目となります。

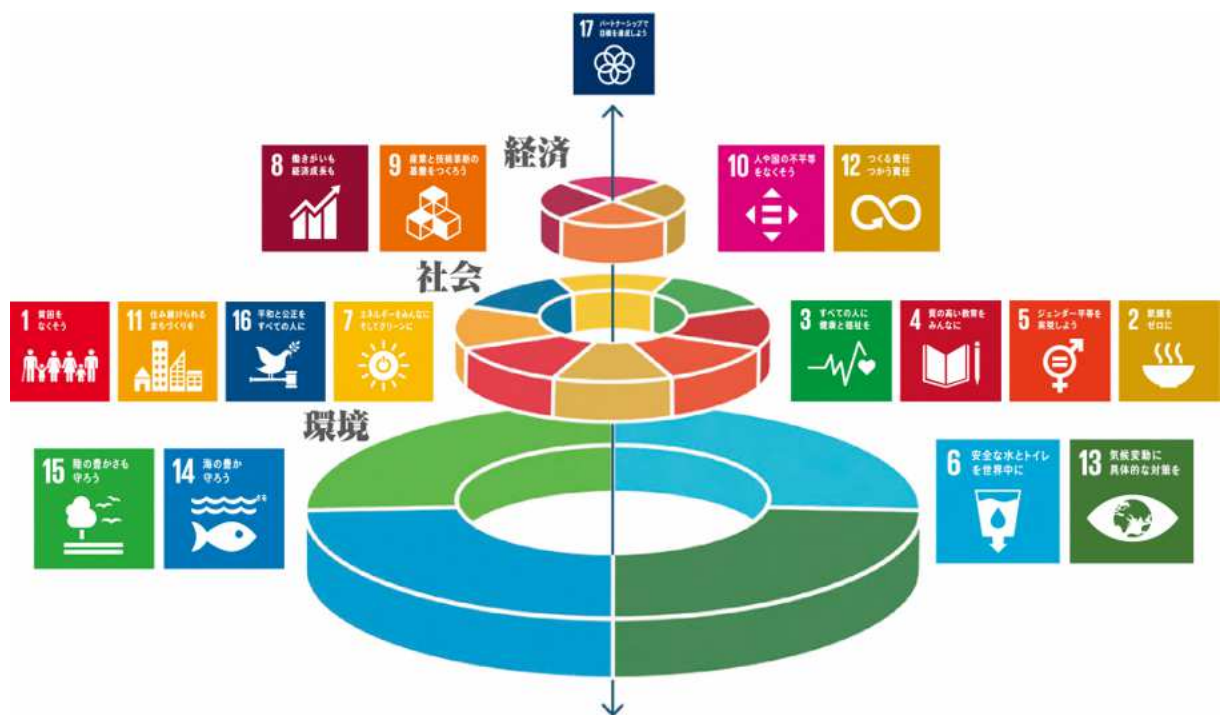


図 1 ウェディングケーキモデル

【参考】SDG 目標別の個人・家庭でできる取り組みの例

項目	目標	地域・国内の取り組み	国際的な取り組み
1	貧困	貧困をなくそう ・「赤い羽根募金」などに寄付をする ・食材を子ども食堂に寄付する	貧困に苦しむ途上国に住民の生活支援を行っている団体に寄付をする
2	食・農	飢餓をゼロに ・栄養バランスを考えた食事をする ・オーガニック食材を育てる・買う・食べる	途上国で持続可能な農業を推進する団体に寄付をする
3	健康・福祉	すべての人に健康と福祉を ・徒歩や自転車で通勤・通学する ・お年寄りに声かけし、健康状況を尋ねる	途上国の保険・医療を支援している団体へ寄付する
4	教育	質の高い教育をみんなに ・地域課題解決型の学習講座を受講する ・環境や福祉イベントなどに家族で参加する	学校に行けない子どもたちに教材や文房具を送る運動に参加する
5	ジェンダー	ジェンダー平等を実現しよう ・家事を平等に分担する ・役員決めの際、男女バランスを考えて選ぶ	国際的な女性の虐待防止運動に寄付・署名する
6	水・衛生	安全な水とトイレを世界中に ・水道の蛇口をこまめに止める ・油を流しに流さないで拭き取る ・風呂水を散水や洗濯に再利用する	途上国の飲み水やトイレを作る活動に寄付する
7	エネルギー	エネルギーをみんなにそしてクリーンに ・太陽光発電などを導入または出資する ・カーボンオフセット旅行を申し込む	途上国でエネルギーを確保する活動に寄付する
8	経済・労働	働きがいも経済成長も ・残業をしない、休暇をきちんと取る ・地元の商店から地元産のものを買う	フェアトレード商品を買う 低賃金で長時間重労働させられている途上国に人たちを支援する活動に寄付する
9	産業・インフラ	産業と技術革新の基盤をつくろう ・ベンチャー企業やコミュニティビジネスに出資する、場所・機材を貸す	国際的な技術革新プロジェクトに寄付をする
10	人権・平等	人や国の不平等をなくそう ・いじめや差別をしない、させない ・ハンデのある方を見かけたら、援助する	人種差別人権無視撲滅運動に署名・寄付する

項目		目標	地域・国内の取り組み	国際的な取り組み
11	住環境	住み続けられるまちづくりを	<ul style="list-style-type: none"> 家具の転倒防止や防災グッズを用意する まちの清掃・防災活動などに参加する 	途上国に住居建設や、国際的な災害復旧活動に寄付する
12	生産・消費	つくる責任 つかう責任	<ul style="list-style-type: none"> マイバッグ、マイボトルを持参する 食べ残しをしない、余り食材を活用する 環境に配慮した製品を購入する 	生産時・廃棄時における国際的な環境汚染防止活動に寄付する
13	気候変動	気候変動に具体的な対策を	<ul style="list-style-type: none"> 電気をこまめに消す、使用時間を減らす エネルギー使用の少ない調理をする CO2 排出の少ない交通手段を使う 	海面上昇や洪水・干ばつ被害、伝染病が発生している国の支援活動に寄付する
14	海洋資源	海の豊かさを守ろう	<ul style="list-style-type: none"> レジ袋やプラスチック製品を使わない 海や川に行ったらごみは持ち帰る 	国際的な海洋生物保護活動に署名・寄付する
15	陸上資源	陸の豊かさも守ろう	<ul style="list-style-type: none"> 毛皮や牙などを使った製品を買わない 飼えなくなったペットを野山に捨てない 	国際的な陸上生物保護活動に署名・寄付する
16	平和	平和と公正をすべての人に	<ul style="list-style-type: none"> 国際紛争や平和に関する記事を読む 被爆地や被災地を訪問する 	国際的な戦争や紛争、犯罪撲滅活動に署名・寄付する
17	協働	パートナーシップで目標を達成しよう	<ul style="list-style-type: none"> SDGs に関係しそうな情報を SNS で拡散する 世代間交流・国際交流イベントに参加する 	国家間の交流・連携活動に寄付をする

出典：持続可能な地域創造ネットワーク HP

○施策体系図

旧計画で掲げられた施策について、実績を検証し、次のA～Cに区分し、評価を行いました。

(評価欄)

- 評価A：行政内部から指摘されている課題も少なく、着実に進行していると考えられる施策
- 評価B：行政内部からある程度課題が指摘されており、進行が十分でなく、効果が不十分である施策
- 評価C：進行がほとんど見られない施策、または、凍結している施策

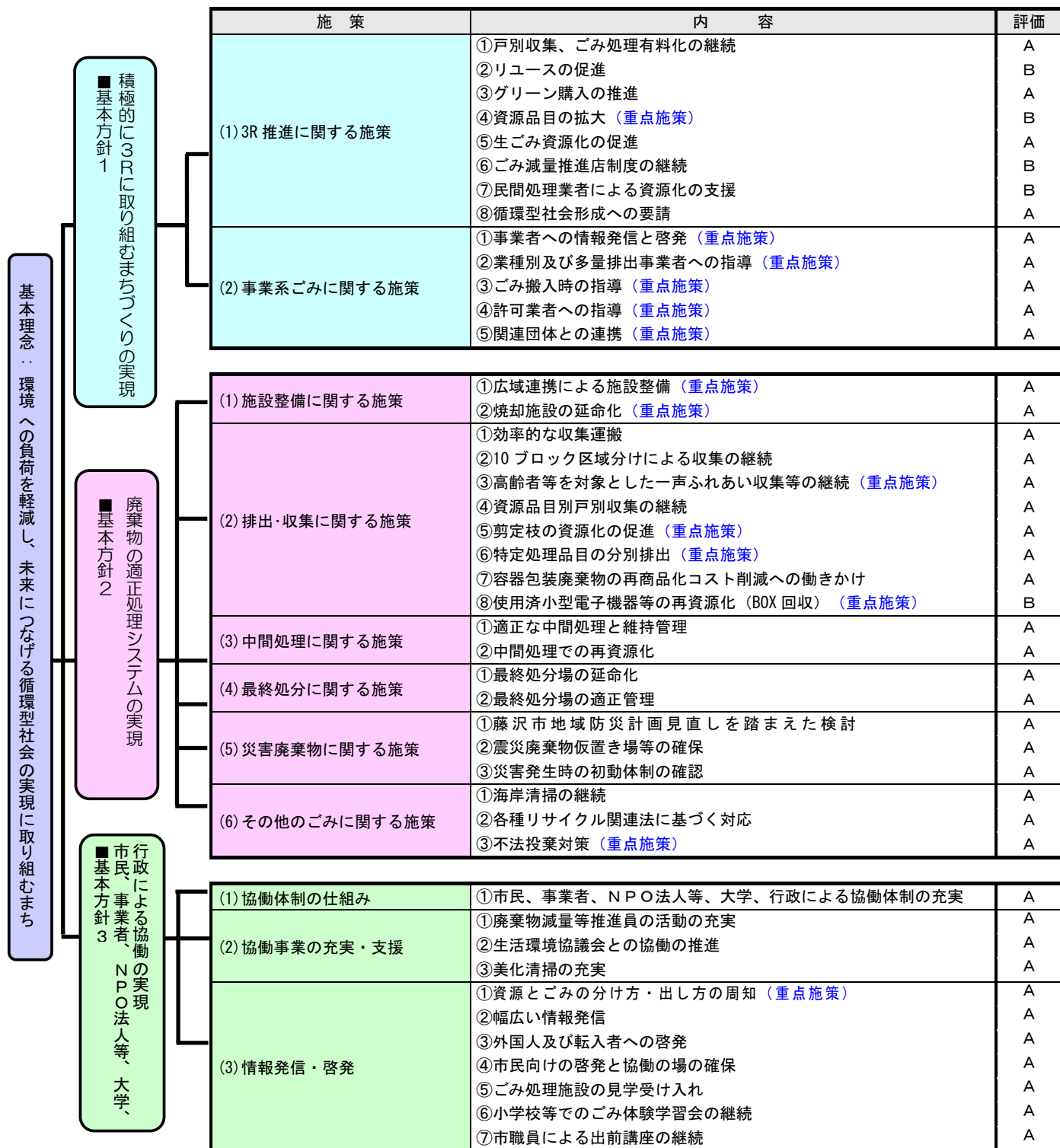


図 2 ごみ処理基本計画施策体系図

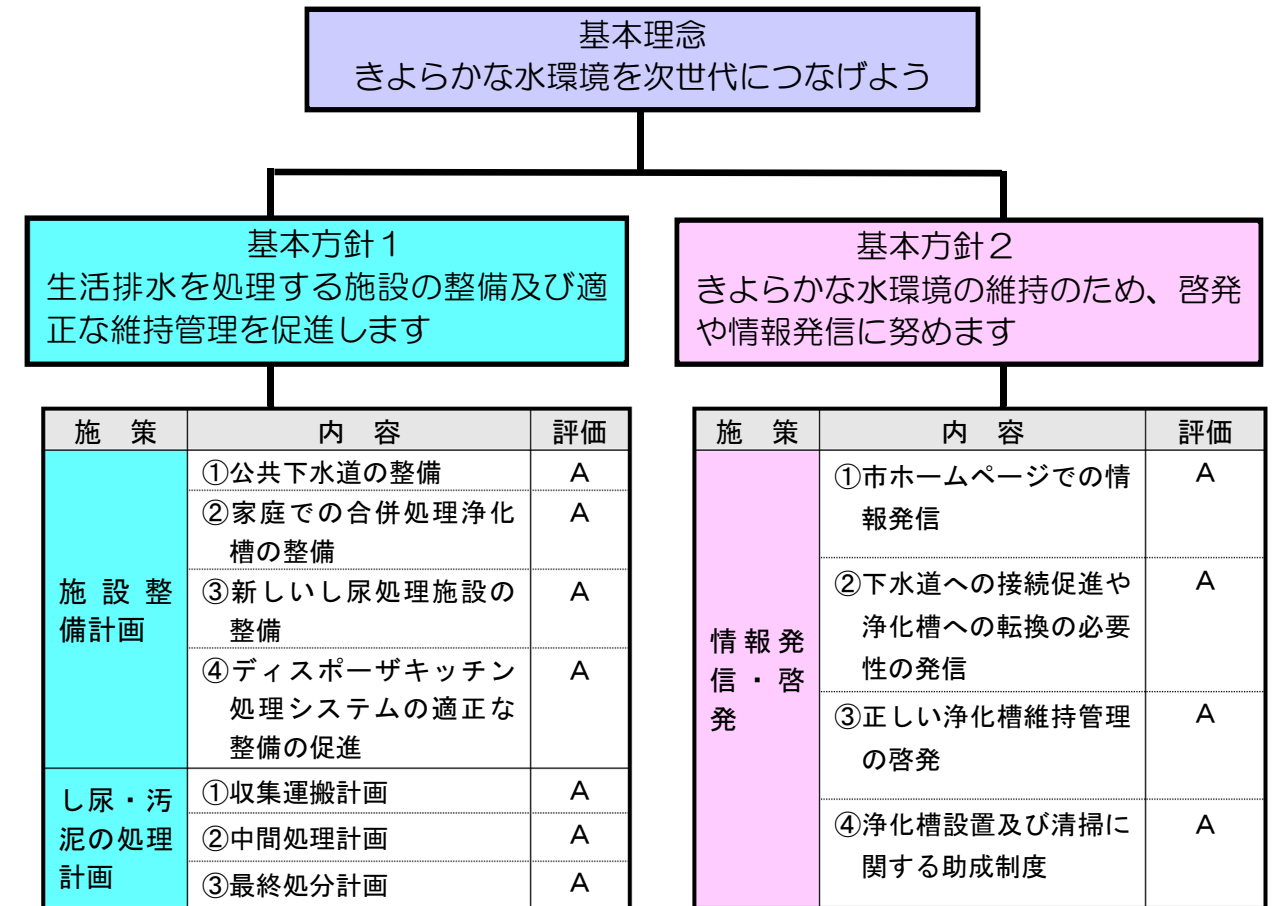


図 3 生活排水処理基本計画施策体系図

ごみ処理基本計画 施策一覧

基本方針 1

積極的に3Rに取り組むまちづくりの実現

施策	施策内容	旧計画の実施内容	実績の概要	評価																																																				
(1) 3R推進に関する施策	①戸別収集、ごみ処理有料化の継続	可燃ごみ・不燃ごみ・プラスチック製容器包装の戸別収集(平成19年4月～) ごみ処理有料化(平成19年10月～)	可燃ごみ・不燃ごみ・プラスチック製容器包装の戸別収集を実施(平成19年4月～) ごみ処理有料化を実施(平成19年10月～) 家庭用指定収集袋 (ミニ袋5L相当:10円/枚、小袋10L相当:20円/枚、中袋20L相当:40円/枚、大袋40L相当:80円/枚) 事業者用指定収集袋 (中袋20L相当:150円/枚、大袋40L相当:300円/枚) 有料化前後のごみ量比較 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ごみの種類</th> <th colspan="2">有料化実施前</th> <th colspan="2">有料化実施後</th> <th rowspan="2">増減率 (H18→R2)</th> </tr> <tr> <th>H18</th> <th>H20</th> <th>H26</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家庭系</td> <td>112,980t</td> <td>97,692t</td> <td>97,987t</td> <td>100,550t</td> <td>-11.0%</td> </tr> <tr> <td> 可燃ごみ</td> <td>70,583t</td> <td>58,043t</td> <td>57,739t</td> <td>58,519t</td> <td>-17.1%</td> </tr> <tr> <td> 不燃ごみ</td> <td>10,600t</td> <td>7,402t</td> <td>8,557t</td> <td>10,011t</td> <td>-5.6%</td> </tr> <tr> <td> 資源</td> <td>31,797t</td> <td>32,612t</td> <td>31,692t</td> <td>32,019t</td> <td>+0.7%</td> </tr> <tr> <td>事業系</td> <td>31,225t</td> <td>30,604t</td> <td>34,980t</td> <td>28,529t</td> <td>-8.6%</td> </tr> <tr> <td> 可燃ごみ</td> <td>30,387t</td> <td>30,029t</td> <td>34,668t</td> <td>28,337t</td> <td>-6.7%</td> </tr> <tr> <td> 不燃ごみ</td> <td>839t</td> <td>575t</td> <td>313t</td> <td>192t</td> <td>-77.1%</td> </tr> </tbody> </table> 家庭系ごみ ・有料化実施前のH18の112,980tから、有料化実施後のH20には97,692t、R2には100,550tとなり、有料化実施前のH18と比較して12,430t(11.0%)減少 事業系ごみ ・有料化実施前のH18の31,225tから、有料化実施後のH20には30,604t、R2には28,529tとなり、有料化実施前のH18と比較して2,696t(8.6%)減少	ごみの種類	有料化実施前		有料化実施後		増減率 (H18→R2)	H18	H20	H26	R2	家庭系	112,980t	97,692t	97,987t	100,550t	-11.0%	可燃ごみ	70,583t	58,043t	57,739t	58,519t	-17.1%	不燃ごみ	10,600t	7,402t	8,557t	10,011t	-5.6%	資源	31,797t	32,612t	31,692t	32,019t	+0.7%	事業系	31,225t	30,604t	34,980t	28,529t	-8.6%	可燃ごみ	30,387t	30,029t	34,668t	28,337t	-6.7%	不燃ごみ	839t	575t	313t	192t	-77.1%	A
	ごみの種類	有料化実施前			有料化実施後		増減率 (H18→R2)																																																	
H18		H20	H26	R2																																																				
家庭系	112,980t	97,692t	97,987t	100,550t	-11.0%																																																			
可燃ごみ	70,583t	58,043t	57,739t	58,519t	-17.1%																																																			
不燃ごみ	10,600t	7,402t	8,557t	10,011t	-5.6%																																																			
資源	31,797t	32,612t	31,692t	32,019t	+0.7%																																																			
事業系	31,225t	30,604t	34,980t	28,529t	-8.6%																																																			
可燃ごみ	30,387t	30,029t	34,668t	28,337t	-6.7%																																																			
不燃ごみ	839t	575t	313t	192t	-77.1%																																																			
	②リユースの促進	リユースフェア等の開催 不用品等交換制度の実施 神奈川県 <small>の</small> 施策(リユースショップの認証)との連携推進	年4回リサイクルプラザ藤沢環境啓発施設にて、リユースフェア(商品プラスチックリユース事業、古本市等)を開催 消費生活センターにて、家庭で不用となり、まだ十分に使える品物の有効利用を図るための不用品等交換制度(ゆずります・ゆずってください)を運営 <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標の名称</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ゆずります</td> <td>74</td> <td>70</td> <td>86</td> <td>87</td> <td>65</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>ゆずってください</td> <td>29</td> <td>9</td> <td>14</td> <td>28</td> <td>12</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>合計登録件数</td> <td>103</td> <td>79</td> <td>100</td> <td>115</td> <td>77</td> <td>件</td> </tr> </tbody> </table> ・合計登録件数はH28の103件からR2には77件となり、H28と比較して26件減少(ゆずります:9件減、ゆずってください:17件減) かながわりユースショップ認証店 <small>※</small> の利用を促進 藤沢市内のかながわりユースショップ認証店(6店:令和2年9月25日現在) <small>※</small> 3Rの取組の1つであるリユースの促進を目的に、安心してリユースショップを利用できるよう設けられた神奈川県によるリユースショップの認証制度	指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2		ゆずります	74	70	86	87	65	件	ゆずってください	29	9	14	28	12	件	合計登録件数	103	79	100	115	77	件	B																								
指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2																																																			
ゆずります	74	70	86	87	65	件																																																		
ゆずってください	29	9	14	28	12	件																																																		
合計登録件数	103	79	100	115	77	件																																																		

施策	施策内容	旧計画の実施内容	実績の概要	評価																																	
(1) 3R 推進に 関する施 策	③グリーン購入の推 進	必要性や製品情報を環境ポータルサ イト「エコ日和」等で広報 行政の率先行動として、市役所庁内 におけるグリーン購入率を増加	環境ポータルサイト「エコ日和」等での情報発信を継続 環境の視点を重視し、環境への負荷のできるだけ少ないものを優先的に購入することを継続 <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標の名称</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>備品</td> <td>25.5</td> <td>64.5</td> <td>11.4</td> <td>36.4</td> <td>33.0</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>消耗品</td> <td>21.5</td> <td>28.8</td> <td>27.5</td> <td>34.3</td> <td>26.4</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>印刷製本費</td> <td>63.8</td> <td>69.3</td> <td>60.4</td> <td>60.0</td> <td>58.7</td> <td>%</td> </tr> </tbody> </table> <u>備品</u> ・H28の25.5%からR2には33.0%となり、H28と比較して7.5%増加 <u>消耗品</u> ・H28の21.5%からR2には26.4%となり、H28と比較して4.9%増加 <u>印刷製本費</u> ・H28の63.8%からR2には58.7%となり、H28と比較して5.1%減少	指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2		備品	25.5	64.5	11.4	36.4	33.0	%	消耗品	21.5	28.8	27.5	34.3	26.4	%	印刷製本費	63.8	69.3	60.4	60.0	58.7	%	A					
	指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2																															
備品	25.5	64.5	11.4	36.4	33.0	%																															
消耗品	21.5	28.8	27.5	34.3	26.4	%																															
印刷製本費	63.8	69.3	60.4	60.0	58.7	%																															
④資源品目の拡大 (重点施策)	資源品目の拡大	商品プラスチック収集の実施（平成24年4月～） <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標の名称</th> <th>H24</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商品プラスチック等の回収量</td> <td>97</td> <td>83</td> <td>80</td> <td>76</td> <td>81</td> <td>92</td> <td>107</td> <td>t</td> </tr> </tbody> </table> ・収集開始当初（H24）は97 t で、以降収集量が減少していたが、H30以降増加し、R2には107 t を収集・資源化 大型ごみのうち、自転車・スプリングマット・羽根布団の選別・資源化を実施（平成27年4月～） <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標の名称</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>羽毛布団の回収量</td> <td>12</td> <td>16</td> <td>19</td> <td>20</td> <td>15</td> <td>18</td> <td>t</td> </tr> </tbody> </table> ・羽毛布団の選別開始以降、毎年15 t から20 t を収集・資源化 カン・なべ類のうち、台所用ステンレス製品の分別収集・資源化を実施（平成28年4月～）	指標の名称	H24	H27	H28	H29	H30	R1	R2		商品プラスチック等の回収量	97	83	80	76	81	92	107	t	指標の名称	H27	H28	H29	H30	R1	R2		羽毛布団の回収量	12	16	19	20	15	18	t	B
指標の名称	H24	H27	H28	H29	H30	R1	R2																														
商品プラスチック等の回収量	97	83	80	76	81	92	107	t																													
指標の名称	H27	H28	H29	H30	R1	R2																															
羽毛布団の回収量	12	16	19	20	15	18	t																														

施策	施策内容	旧計画の実施内容	実績の概要	評価																																																																																							
(1) 3R 推進に関する施策	⑤ 生ごみ資源化の促進	家庭でのコンポスト容器の利用やキエーロの活用、生ごみ処理機の購入補助、水きり徹底等の普及促進を図る 家庭系及び事業系の食品ロスの実態把握に努め、排出抑制を促す施策を検討	<p>生ごみ処理機（コンポスト容器）の斡旋販売、家庭用電動生ごみ処理機の購入費補助金制度を実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標の名称</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>累計</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生ごみ処理機の購入費助成等実績</td> <td>277</td> <td>188</td> <td>244</td> <td>269</td> <td>436</td> <td>33,738</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>コンポスト容器</td> <td>104</td> <td>49</td> <td>50</td> <td>73</td> <td>64</td> <td>26,066</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>キエーロ</td> <td>30</td> <td>37</td> <td>34</td> <td>42</td> <td>82</td> <td>225</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>電動生ごみ処理機</td> <td>143</td> <td>102</td> <td>160</td> <td>154</td> <td>290</td> <td>7,447</td> <td>基</td> </tr> </tbody> </table> <p>※コンポスト容器はH3年度から、電動生ごみ処理機はH10年度から、キエーロはH28年度からの累計</p> <p>生ごみ処理機の購入費助成等実績 ・H28からR2の5年間で1,414基（コンポスト340基、キエーロ225基、電動生ごみ処理機849基）の購入費助成を実施</p> <p>可燃ごみ組成分析における食品ロスの重量割合の調査を実施（平成29年度～）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標の名称</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可燃ごみ組成分析における食品ロスの重量割合</td> <td>2.18</td> <td>3.44</td> <td>5.72</td> <td></td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>一般廃棄物中の食品ロスの概算量</td> <td>1,255</td> <td>1,964</td> <td>3,318</td> <td></td> <td>t</td> </tr> </tbody> </table> <p>※R2は新型コロナウイルス感染拡大の防止対策として、実施せず</p> <p>可燃ごみ組成分析における食品ロスの重量割合 ・H29の2.18%（1,255 t）からR1には5.72%（3,318 t）となり、H29と比較して3.54ポイント（2,063 t）増加</p> <p>フードドライブを開始（令和2年11月～） 毎月、第1月曜日～同じ週の金曜日（祝祭日は除く）、市役所本庁舎、リサイクルプラザ藤沢にて受付</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">指標の名称</th> <th colspan="2">R2</th> <th colspan="3">R3</th> <th rowspan="2">平均</th> <th rowspan="2"></th> </tr> <tr> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受付品数</td> <td>354</td> <td>344</td> <td>198</td> <td>214</td> <td>392</td> <td>300</td> <td>点</td> </tr> <tr> <td>受付総重量</td> <td>85.5</td> <td>114.5</td> <td>58.0</td> <td>54.0</td> <td>116.5</td> <td>428.5</td> <td>Kg</td> </tr> </tbody> </table> <p>[資料：藤沢市ホームページ]</p> <p>フードドライブ令和2年度実施結果 ・R2年度（5ヶ月間）は毎月平均300点、428.5kgを受け付けた</p>	指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2	累計		生ごみ処理機の購入費助成等実績	277	188	244	269	436	33,738	基	コンポスト容器	104	49	50	73	64	26,066	基	キエーロ	30	37	34	42	82	225	基	電動生ごみ処理機	143	102	160	154	290	7,447	基	指標の名称	H29	H30	R1	R2		可燃ごみ組成分析における食品ロスの重量割合	2.18	3.44	5.72		%	一般廃棄物中の食品ロスの概算量	1,255	1,964	3,318		t	指標の名称	R2		R3			平均		11月	12月	1月	2月	3月	受付品数	354	344	198	214	392	300	点	受付総重量	85.5	114.5	58.0	54.0	116.5	428.5	Kg	A
	指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2	累計																																																																																				
生ごみ処理機の購入費助成等実績	277	188	244	269	436	33,738	基																																																																																				
コンポスト容器	104	49	50	73	64	26,066	基																																																																																				
キエーロ	30	37	34	42	82	225	基																																																																																				
電動生ごみ処理機	143	102	160	154	290	7,447	基																																																																																				
指標の名称	H29	H30	R1	R2																																																																																							
可燃ごみ組成分析における食品ロスの重量割合	2.18	3.44	5.72		%																																																																																						
一般廃棄物中の食品ロスの概算量	1,255	1,964	3,318		t																																																																																						
指標の名称	R2		R3			平均																																																																																					
	11月	12月	1月	2月	3月																																																																																						
受付品数	354	344	198	214	392	300	点																																																																																				
受付総重量	85.5	114.5	58.0	54.0	116.5	428.5	Kg																																																																																				
	⑥ ごみ減量推進店制度の継続	「ごみを売らない、買わない、出さない」運動を実践している販売店を「ごみ減量推進店」として認定、ごみNEWS等で紹介	<p>ごみ減量推進店の認定、ごみNEWS等でごみ減量推進店認定店舗一覧を掲載</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標の名称</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ごみ減量推進店認定数</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>0</td> <td>8</td> <td>4</td> <td>店舗</td> </tr> <tr> <td>3月末認定店舗数</td> <td>134</td> <td>140</td> <td>138</td> <td>141</td> <td>141</td> <td>店舗</td> </tr> </tbody> </table> <p>ごみ減量推進店認定数 ・毎年5店舗程度が新規にごみ減量推進店に認定されており、R2.3月末時点で141店舗</p>	指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2		ごみ減量推進店認定数	7	6	0	8	4	店舗	3月末認定店舗数	134	140	138	141	141	店舗	B																																																																		
指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2																																																																																						
ごみ減量推進店認定数	7	6	0	8	4	店舗																																																																																					
3月末認定店舗数	134	140	138	141	141	店舗																																																																																					

施策	施策内容	旧計画の実施内容	実績の概要	評価																																																
(1) 3R 推進に関する施策	⑦ 民間処理業者による資源化の支援	<p>多量発生する紙類、生ごみ等について、排出事業者の意識の向上を啓発 資源化業者の情報を整理し提供</p> <p>事業系生ごみ・剪定枝・草葉について、市内外の業者での資源化を継続</p>	<p>剪定枝の資源化</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>剪定枝の資源化業者</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(株)アグリパートナーズ</td> <td>5,040</td> <td>6,412</td> <td>7,268</td> <td>9,072</td> <td>8,863</td> </tr> <tr> <td>(株)都実業グリーンリサイクル</td> <td>1,469</td> <td>1,799</td> <td>1,847</td> <td>2,294</td> <td>1,869</td> </tr> <tr> <td>(株)グリーントーカーズ</td> <td>1,402</td> <td>1,161</td> <td>1,493</td> <td>1,793</td> <td>1,582</td> </tr> <tr> <td>合計資源化量</td> <td>7,911</td> <td>9,372</td> <td>10,608</td> <td>13,159</td> <td>12,314</td> </tr> </tbody> </table> <p>剪定枝の資源化量 ・H28の7,911 t からR2には12,314 t となり、H28と比較して4,403 t (35.8%) 増加</p> <p>食品残渣の資源化</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>食品残渣の資源化業者又は業者所在地</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>湘南有機リサイクル株式会社(本市搬入量)</td> <td>2,568.7t/年</td> <td>2,495.2t/年</td> <td>2,292.6t/年</td> <td>2,196.5t/年</td> <td>2,062.9t/年</td> </tr> <tr> <td>他市の資源化施設(計画搬出量)</td> <td>3.1 t/月</td> <td>1.63 t/月</td> <td>26.3 t/月</td> <td>26.7 t/月</td> <td>52.8 t/月</td> </tr> </tbody> </table> <p>食品残渣の資源化量 ・本市搬入量はH28の2,569 t からR2には2,063 t となり、H28と比較して506 t (19.7%) 減少 ・他市の資源化施設への計画搬出量は年々増加しており、R2は毎月52.8 t を排出</p> <p>事業系(生ごみ) : 湘南有機リサイクル株式会社(藤沢市) 事業系(剪定枝等) : 株式会社アグリパートナーズ(藤沢市) : 株式会社都実業グリーンリサイクル(茅ヶ崎市) : 株式会社グリーントーカーズ(海老名市) 家庭系(剪定枝)※ : 株式会社藤沢市興業公社(藤沢市) : 株式会社グリーントーカーズ(綾瀬市)</p> <p>※原則、予約制・無料の各戸収集(緊急時や一時的に多量に発生した場合に限り、石名坂環境事業所へ持ち込み可)</p>	剪定枝の資源化業者	H28	H29	H30	R1	R2	(株)アグリパートナーズ	5,040	6,412	7,268	9,072	8,863	(株)都実業グリーンリサイクル	1,469	1,799	1,847	2,294	1,869	(株)グリーントーカーズ	1,402	1,161	1,493	1,793	1,582	合計資源化量	7,911	9,372	10,608	13,159	12,314	食品残渣の資源化業者又は業者所在地	H28	H29	H30	R1	R2	湘南有機リサイクル株式会社(本市搬入量)	2,568.7t/年	2,495.2t/年	2,292.6t/年	2,196.5t/年	2,062.9t/年	他市の資源化施設(計画搬出量)	3.1 t/月	1.63 t/月	26.3 t/月	26.7 t/月	52.8 t/月	B
	剪定枝の資源化業者	H28	H29	H30	R1	R2																																														
(株)アグリパートナーズ	5,040	6,412	7,268	9,072	8,863																																															
(株)都実業グリーンリサイクル	1,469	1,799	1,847	2,294	1,869																																															
(株)グリーントーカーズ	1,402	1,161	1,493	1,793	1,582																																															
合計資源化量	7,911	9,372	10,608	13,159	12,314																																															
食品残渣の資源化業者又は業者所在地	H28	H29	H30	R1	R2																																															
湘南有機リサイクル株式会社(本市搬入量)	2,568.7t/年	2,495.2t/年	2,292.6t/年	2,196.5t/年	2,062.9t/年																																															
他市の資源化施設(計画搬出量)	3.1 t/月	1.63 t/月	26.3 t/月	26.7 t/月	52.8 t/月																																															
	⑧ 循環型社会形成への要請	<p>拡大生産者責任について(公社)全国都市清掃会議や神奈川県都市清掃行政協議会をとおし、国へ要請・要望</p>	<p>全国都市清掃会議を通して、国へ循環型社会形成への要望を実施</p> <p>以下、R2に要望した内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会形成推進交付金の要望額等の確保について ・容器包装リサイクル法における事業者責任の強化等について ・プラスチック製容器包装の品質評価方法の見直しについて ・家電リサイクル法の見直しについて ・適正処理困難廃棄物に係る法整備について ・超高齢社会に対応した紙おむつのリサイクルシステムや拡大生産者責任の確立について 	A																																																
(2) 事業系ごみに関する施策	① 事業者への情報発信と啓発(重点施策)	<p>「ごみNEWS」の配布や市のホームページでのチラシ掲載を通し、事業系ごみに関する情報発信と啓発を実施</p>	<p>毎年度発行</p> <p>R3.3ごみNEWSNo.23をホームページに掲載、161,000部作成し配布</p> <p>事業者の方のごみ分別についてのチラシをホームページに掲載</p> <p>許可業者説明会にて配布(及び多量排出事業所へ送付)</p> <p>平成30年10月1日に事業系ごみのごみ処理手数料を改定(200円/10kg から270円/10kg に改定)</p>	A																																																
	② 業種別及び多量排出事業者への指導(重点施策)	<p>廃棄物の減量・資源化及び自己処理に努めるよう指導</p> <p>多量排出事業者に対して「事業系一般廃棄物減量化等計画書」の提出を義務付け</p> <p>他自治体の事例を参考にし、事業系ごみの減量施策を検討</p>	<p>多量排出事業者への立入指導を実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標の名称</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多量排出事業者への立入指導</td> <td>21</td> <td>23</td> <td>20</td> <td>18</td> <td>19</td> </tr> </tbody> </table> <p>多量排出事業者への立入指導 ・R2は19件立入指導しており、毎年20件程度実施</p> <p>「事業系一般廃棄物減量化等計画書」の提出の義務付けを継続</p> <p>平成30年10月1日に事業系ごみのごみ処理手数料を改定(200円/10kg から270円/10kg に改定)</p>	指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2	多量排出事業者への立入指導	21	23	20	18	19	A																																				
指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2																																															
多量排出事業者への立入指導	21	23	20	18	19																																															

施策	施策内容	旧計画の実施内容	実績の概要	評価																		
(2) 事業系ごみに関する施策	③ごみ搬入時の指導 (重点施策)	収集運搬業者を通じ分別を徹底 抜き打ちで展開検査を実施し、直接の指導を強化 各環境事業所にて事業所向けの啓発チラシを配布	施設での抜き打ち展開検査を実施 <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標の名称</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設での抜き打ち展開検査実施日数</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>検査した事業者数</td> <td>55</td> <td>45</td> <td>45</td> <td>36</td> <td>46</td> </tr> </tbody> </table> 施設での抜き打ち展開検査 ・R2は3日実施し、検査した事業所数は46業者 許可業者説明会にて事業者の方のごみ分別についてのチラシを配布（及び多量排出事業所へ送付）	指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2	施設での抜き打ち展開検査実施日数	5	3	3	3	3	検査した事業者数	55	45	45	36	46	A
	指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2																
	施設での抜き打ち展開検査実施日数	5	3	3	3	3																
検査した事業者数	55	45	45	36	46																	
④許可業者への指導 (重点施策)	搬入要領等の説明会において、分別収集の徹底及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関連法規の遵守について指導	事業者の方のごみ分別についてのチラシを許可業者説明会にて配布 許可業者への指導を実施 <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標の名称</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>許可業者への指導件数</td> <td>15</td> <td>11</td> <td>7</td> <td>4</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> 許可業者への指導 ・H28には15件指導していたが、R2は展開検査指導以外で指導する案件がなかった	指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2	許可業者への指導件数	15	11	7	4	0	A							
指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2																	
許可業者への指導件数	15	11	7	4	0																	
⑤関連団体との連携 (重点施策)	廃棄物対策協議会、商工会議所、各種リサイクル推進団体、NPO、市民団体等と連携を進め、事業者への情報提供や啓発、講習会等を実施	自治会等における分別方法、小型家電リサイクルについて等の講習を実施 廃棄物対策協議会へ講習を実施 <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標の名称</th> <th>H30.9</th> <th>R1.9</th> <th>R2.1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体名</td> <td>廃棄物対策協議会</td> <td>善行の生活環境連絡協議会 (書面での講習)</td> <td>実施せず</td> </tr> </tbody> </table> ※R2は新型コロナウイルス感染拡大の防止対策として、実施せず	指標の名称	H30.9	R1.9	R2.1	団体名	廃棄物対策協議会	善行の生活環境連絡協議会 (書面での講習)	実施せず	A											
指標の名称	H30.9	R1.9	R2.1																			
団体名	廃棄物対策協議会	善行の生活環境連絡協議会 (書面での講習)	実施せず																			

基本方針 2

廃棄物の適正処理システムの実現

施策	施策内容	旧計画の実施内容	実績の概要	評価											
(1) 施設整備に関する施策	①広域連携による施設整備 (重点施策)	湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画に基づき、北部環境事業所の新2号炉建設整備事業を推進	北部環境事業所については、平成29年度に新2号炉整備・運営事業に着手し、現在、事業進行中（令和5年3月完成予定）	A											
	②焼却施設の延命化 (重点施策)	老朽化した石名坂環境事業所の処理施設の延命化・整備 北部環境事業所の新2号炉の整備	石名坂環境事業所については、令和2年度に新1号炉整備基本構想に着手し、現在、事業進行中 北部環境事業所については、平成29年度に新2号炉整備・運営事業に着手し、現在、事業進行中（令和5年3月完成予定）	A											
(2) 排出・収集に関する施策	①効率的な収集運搬	資源品目別戸別収集、分別収集品目の追加などに対応した効率的な体制の整備	「可燃ごみとビン」や「不燃ごみと商品プラスチック、新聞・本・雑誌」「プラスチック製容器包装と廃食用油、特定処理品目」等2品目以上を併せて収集することにより、効率的な収集体制を構築 令和2年8月から藤沢市、日本財団、(株)セブンイレブン・ジャパンと共同でペットボトル回収事業を開始	A											
	②10ブロック区域分けによる収集の継続	可燃ごみを週2回の定曜日、不燃ごみ及び資源を隔週で収集し、市域を10ブロックに区分けし、効率的な収集方法を継続して実施	収集区域を10のブロックに分け、「可燃ごみ、ビン」毎週2回定曜日、「プラスチック製容器包装、廃食用油、特定処理品目」毎週1回定曜日、「不燃ごみ、商品プラスチック、新聞・本・雑誌がみ」隔週定曜日、「その他資源」隔週定曜日、「カン・なべ類」隔週定曜日、「ペットボトル」隔週定曜日に収集	A											
	③高齢者等を対象とした一声ふれあい収集の継続 (重点施策)	高齢者世帯、障がい者世帯等を対象に、安否確認を含め、声をかけながら行う一声ふれあい収集を今後も継続して実施	ごみ（大型ごみ・特別大型ごみ・大型商品プラスチックを除く）や資源を日常的に集積場所まで持ち出すことが困難で、ボランティアなど他の方の協力が得られない高齢者世帯や障がい者世帯などを対象に、市職員が玄関先から一声かけて、ごみ・資源を収集 異常時には、収集事務所と連絡をとりながら安否の確認を行い、緊急性を要する場合には救急車の手配など臨機に対応 <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標の名称</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一声ふれあい収集対象世帯数</td> <td>570</td> <td>582</td> <td>630</td> <td>691</td> <td>753</td> </tr> </tbody> </table> 一声ふれあい収集対象世帯数 ・H28の570世帯からR2には753世帯となり、H28と比較して183世帯増加	指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2	一声ふれあい収集対象世帯数	570	582	630	691	753
指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2										
一声ふれあい収集対象世帯数	570	582	630	691	753										

施策	施策内容	旧計画の実施内容	実績の概要	評価																																									
(2) 排出・収集に関する施策	④資源品目別戸別収集の継続	全市域で資源品目別戸別収集を継続	全市域で資源品目別戸別収集の実施を継続（平成24年4月～） 対象資源品目：ビン、カン・なべ類、ペットボトル、新聞・本・雑誌、廃食用油、プラスチック製容器包装、商品プラスチック	A																																									
	⑤剪定枝の資源化の促進 (重点施策)	予約制の各戸収集を継続するとともに、収集基準の緩和などを検討し、これまで以上の回収を推進 事業者から排出される剪定枝及び草葉については民間事業者にて資源化するよう誘導、周知	剪定枝について予約制・無料で各戸収集し、資源化を実施 <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標の名称</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家庭系剪定枝の資源化量</td> <td>476.0</td> <td>488.4</td> <td>496.6</td> <td>497.1</td> <td>510.0</td> </tr> <tr> <td>事業系剪定枝の資源化量</td> <td>7,003.5</td> <td>8,883.2</td> <td>10,110.6</td> <td>12,662.3</td> <td>12,313.6</td> </tr> </tbody> </table> 家庭系剪定枝の資源化量 ・H29の476.0tからR2には510.0tとなり、H29と比較して34.0t増加 事業系剪定枝の資源化量 ・H29の7,003.5tからR2には12,313.6tとなり、H29と比較して5,310.1t増加	指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2	家庭系剪定枝の資源化量	476.0	488.4	496.6	497.1	510.0	事業系剪定枝の資源化量	7,003.5	8,883.2	10,110.6	12,662.3	12,313.6	A																							
	指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2																																							
	家庭系剪定枝の資源化量	476.0	488.4	496.6	497.1	510.0																																							
事業系剪定枝の資源化量	7,003.5	8,883.2	10,110.6	12,662.3	12,313.6																																								
⑥特定処理品目の分別排出 (重点施策)	乾電池、蛍光灯、卓上ガスボンベ・スプレー缶、水銀体温計、ライター等の特定処理品目の分別排出及びホームページへの掲載、チラシ等による分別の徹底	特定処理品目の分け方・出し方を市のホームページ等へ掲載 <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標の名称</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定処理品目の分別排出量</td> <td>131.2</td> <td>134.6</td> <td>141.9</td> <td>144.7</td> <td>160.2</td> </tr> <tr> <td> 蛍光灯</td> <td>28.3</td> <td>26.6</td> <td>27.0</td> <td>26.2</td> <td>26.8</td> </tr> <tr> <td> 乾電池</td> <td>86.6</td> <td>87.4</td> <td>98.7</td> <td>100.8</td> <td>111.3</td> </tr> <tr> <td> 小型二次電池</td> <td>1.5</td> <td>2.4</td> <td>1.3</td> <td>1.7</td> <td>1.8</td> </tr> <tr> <td> 廃バッテリー</td> <td>0.9</td> <td>1.2</td> <td>0.8</td> <td>0.7</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td> 廃タイヤ</td> <td>13.9</td> <td>17.1</td> <td>14.1</td> <td>15.4</td> <td>19.3</td> </tr> </tbody> </table> 特定処理品目の分別排出量 ・H28の131.2tからR2には160.2tとなり、H28と比較して29.0t増加（蛍光灯1.5t減少／乾電池24.8t、小型二次電池0.3t、廃バッテリー0.1t、廃タイヤ5.4t増加）	指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2	特定処理品目の分別排出量	131.2	134.6	141.9	144.7	160.2	蛍光灯	28.3	26.6	27.0	26.2	26.8	乾電池	86.6	87.4	98.7	100.8	111.3	小型二次電池	1.5	2.4	1.3	1.7	1.8	廃バッテリー	0.9	1.2	0.8	0.7	1.0	廃タイヤ	13.9	17.1	14.1	15.4	19.3	A
指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2																																								
特定処理品目の分別排出量	131.2	134.6	141.9	144.7	160.2																																								
蛍光灯	28.3	26.6	27.0	26.2	26.8																																								
乾電池	86.6	87.4	98.7	100.8	111.3																																								
小型二次電池	1.5	2.4	1.3	1.7	1.8																																								
廃バッテリー	0.9	1.2	0.8	0.7	1.0																																								
廃タイヤ	13.9	17.1	14.1	15.4	19.3																																								
⑦容器包装廃棄物の再商品化コスト削減への働きかけ	容器包装リサイクル協会へ制度上の改善点や基準変更について要望を出すなど、コスト削減に向けての働きかけを継続	基本方針1（1）3R推進に関する施策「循環型社会への要請」参照		A																																									
(3) 中間処理に関する施策	⑧使用済小型電子機器等の再資源化 (BOX回収) (重点施策)	回収ボックスによる回収と資源化 民間事業者による宅配便回収、市内の家電量販店による店頭回収の実施と資源化	使用済小型家電回収ボックスを、市役所、市民センター・公民館、環境事業センター、南部収集事務所、石名坂環境事業所、リサイクルプラザ藤沢、秩父宮記念体育館、秋葉台文化体育館、八部公園の21カ所に黄色い回収ボックスを設置 <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標の名称</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済小型電子機器等引き渡し量(BOX)</td> <td>2.4</td> <td>5.1</td> <td>6.5</td> <td>3.5</td> <td>2.6</td> </tr> <tr> <td>大型ごみからのピックアップ回収量</td> <td>222.0</td> <td>221.3</td> <td>226.9</td> <td>230.3</td> <td>8.2</td> </tr> </tbody> </table> 使用済小型電子機器等引き渡し量(BOX) ・H28の2.4tから増加傾向にあったが、R1より減少傾向となり、R2は2.6t 大型ごみからのピックアップ回収量（逆有償による） ・H28の222.0tからR2には8.2tとなり、H28と比較して213.8t減少	指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2	使用済小型電子機器等引き渡し量(BOX)	2.4	5.1	6.5	3.5	2.6	大型ごみからのピックアップ回収量	222.0	221.3	226.9	230.3	8.2	B																							
	指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2																																							
使用済小型電子機器等引き渡し量(BOX)	2.4	5.1	6.5	3.5	2.6																																								
大型ごみからのピックアップ回収量	222.0	221.3	226.9	230.3	8.2																																								
①適正な中間処理と維持管理	藤沢市内の一般廃棄物の中間処理施設について、これまでと同様に、生活環境への影響を及ぼさないよう適正な焼却処理、破碎処理、資源化を推進 排水や排出ガス等の測定結果などの維持管理情報を開示	適正な焼却処理、破碎処理、資源化を推進 藤沢市内の2つの焼却施設の維持管理に関する計画及び維持管理の状況に関する情報を市のホームページへ掲載		A																																									

施策	施策内容	旧計画の実施内容	実績の概要	評価																																																
(3) 中間処理に関する施策	② 中間処理での再資源化	北部環境事業所、石名坂環境事業所（焼却施設）での資源化	最終処分場への埋立物を減量するため、北部環境事業所（焼却施設）から排出される焼却灰及び石名坂環境事業所（焼却施設）から排出される焼却灰・不燃物を業者に委託して資源化 石名坂環境事業所では、焼却残渣の磁性物を資源化 <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標の名称</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>平均</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>焼却灰溶融等資源化量</td> <td>10,921</td> <td>11,080</td> <td>10,925</td> <td>10,932</td> <td>10,532</td> <td>10,879</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>石名坂（焼却灰）</td> <td>3,904</td> <td>4,277</td> <td>3,893</td> <td>3,868</td> <td>3,753</td> <td>3,939</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>石名坂（不燃物）</td> <td>1,485</td> <td>1,356</td> <td>1,479</td> <td>1,344</td> <td>1,210</td> <td>1,375</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>北部（焼却灰）</td> <td>5,525</td> <td>5,421</td> <td>5,459</td> <td>5,496</td> <td>5,417</td> <td>5,464</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>他市施設（焼却灰等）</td> <td>6</td> <td>26</td> <td>95</td> <td>224</td> <td>152</td> <td>101</td> <td>t</td> </tr> </tbody> </table> 焼却灰溶融等資源化量 ・毎年10,900 t程度を資源化（石名坂（焼却灰）約3,900 t、石名坂（不燃物）約1,400 t、北部（焼却灰）約5,500 t、他市施設（焼却灰等）100 t）	指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2	平均		焼却灰溶融等資源化量	10,921	11,080	10,925	10,932	10,532	10,879	t	石名坂（焼却灰）	3,904	4,277	3,893	3,868	3,753	3,939	t	石名坂（不燃物）	1,485	1,356	1,479	1,344	1,210	1,375	t	北部（焼却灰）	5,525	5,421	5,459	5,496	5,417	5,464	t	他市施設（焼却灰等）	6	26	95	224	152	101	t	A
		指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2	平均																																												
焼却灰溶融等資源化量	10,921	11,080	10,925	10,932	10,532	10,879	t																																													
石名坂（焼却灰）	3,904	4,277	3,893	3,868	3,753	3,939	t																																													
石名坂（不燃物）	1,485	1,356	1,479	1,344	1,210	1,375	t																																													
北部（焼却灰）	5,525	5,421	5,459	5,496	5,417	5,464	t																																													
他市施設（焼却灰等）	6	26	95	224	152	101	t																																													
リサイクルプラザ藤沢での資源化 使用済小型電子機器等の再資源化（ピックアップ回収） 中間処理施設での熱エネルギー利用 北部環境事業所新2号炉の整備に当たり、より一層の発電量の拡大とエネルギーの地産地消について検討	リサイクルプラザ藤沢において、破碎処理の過程で選別される金属（鉄くず、アルミ）を回収し資源化 基本方針2(2)排出・収集に関する施策「⑧使用済小型電子機器等の再資源化（BOX回収）」参照 石名坂環境事業所、北部環境事業所において、ごみを焼却した際に発生する熱を廃熱ボイラーにより蒸気として回収、発電し、温水プールや施設内の給湯等に利用 北部環境事業所余剰電力地産地消事業を実施 ①北部環境事業所余剰電力売却 ②公共施設（80施設）で使用する電力の供給 履行期間：2021年4月1日から2022年3月31日																																																			
(4) 最終処分に関する施策	① 最終処分場の延命化	女坂最終処分場の延命化を継続	ごみの減量化・焼却灰の溶融資源化により、埋立完了予定を平成20年度から令和25年3月までに延長	A																																																
	② 最終処分場の適正管理	女坂最終処分場の適正な維持管理、維持補修計画に基づいた補修の実施	維持管理計画にもとづいた適正な維持管理、維持補修の継続	A																																																
(5) 災害廃棄物に関する施策	① 藤沢市地域防災計画見直しを踏まえた検討	藤沢市地域防災計画と整合をとりつつ、災害時の対応を検討	藤沢市災害廃棄物処理計画を策定（平成30年3月） 藤沢市受援計画を策定（令和3年3月）	A																																																

施策	施策内容	旧計画の実施内容	実績の概要	評価																																				
(5) 災害廃棄物に関する施策	② 震災廃棄物仮置き場等の確保	藤沢市地域防災計画にて指定指定した仮置き場が不足した場合等、状況によって民有地を借り上げるなどして確保	<p>ごみ・がれきの仮置き場一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>谷根最終処分場（大鋸運動広場）</td> <td>14,000 m²</td> </tr> <tr> <td>女坂スポーツ広場</td> <td>15,700 m²</td> </tr> <tr> <td>女坂最終処分場</td> <td>17,700 m²</td> </tr> <tr> <td>葛原最終処分場</td> <td>23,000 m²</td> </tr> <tr> <td>葛原第二最終処分場</td> <td>5,200 m²</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>75,600 m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>[資料：藤沢市地域防災計画 資料編]</p>	施設名	面積	谷根最終処分場（大鋸運動広場）	14,000 m ²	女坂スポーツ広場	15,700 m ²	女坂最終処分場	17,700 m ²	葛原最終処分場	23,000 m ²	葛原第二最終処分場	5,200 m ²	合計	75,600 m ²	A																						
	施設名	面積																																						
谷根最終処分場（大鋸運動広場）	14,000 m ²																																							
女坂スポーツ広場	15,700 m ²																																							
女坂最終処分場	17,700 m ²																																							
葛原最終処分場	23,000 m ²																																							
葛原第二最終処分場	5,200 m ²																																							
合計	75,600 m ²																																							
③ 災害発生時の初動体制の確認	災害廃棄物処理実施計画作成マニュアルなどを作成	支援協定一覧	<table border="1"> <thead> <tr> <th>協定名称</th> <th>締結先</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神奈川県湘南地域県政総合センター管内 5 市 3 町 1 一部事務組合間に於ける一般廃棄物等の処理に係る相互援助協定書</td> <td>平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町、秦野市伊勢原市環境衛生組合</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物等の処理（収集、運搬、破碎、焼却等） 一般廃棄物等の処理に必要な資機材等の提供 一般廃棄物等の処理に必要な職員の派遣 上記のほか、一般廃棄物等の処理に関し必要な行為 </td> </tr> <tr> <td>災害発生時における災害廃棄物等の処理等に関する協定書</td> <td>株式会社 藤沢市興業公社</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物の撤去、収集・運搬 し尿の収集・運搬 汚水の汲み取り 上記に伴う必要な事項 </td> </tr> <tr> <td>地震等の災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書</td> <td>公益社団法人 神奈川県産業資源循環協会</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物の撤去、収集・運搬、処理・処分 上記に伴う必要な事項 </td> </tr> <tr> <td>地震等の災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書</td> <td>藤沢市資源循環協同組合</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物の撤去、収集・運搬 仮置き場の運営・維持管理 上記に伴う必要な事項 </td> </tr> <tr> <td>災害時応急必需物資の調達に関する協定</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 神奈川県石油業協同組合藤沢支部 有限会社 池田商会 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ガソリン、軽油、灯油等の調達 </td> </tr> <tr> <td>災害時における物資の輸送に関する協定</td> <td>一般社団法人 神奈川県トラック協会県南サービスセンター</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 物資の輸送 </td> </tr> <tr> <td>災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定</td> <td>株式会社 レンタルのニッケン 藤沢営業所</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 仮設トイレ等 </td> </tr> <tr> <td>地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書</td> <td>公益社団法人 神奈川県産業資源循環協会</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物の撤去 災害廃棄物の収集・運搬 災害廃棄物の処理・処分 上記に伴う必要な事項 </td> </tr> <tr> <td>地震等大規模災害時における災害廃棄物の撤去等に関する協定書</td> <td>一般社団法人 神奈川県建設業協会</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物の撤去 上記に伴う必要な事項 </td> </tr> <tr> <td>地震等大規模災害時における損壊家屋等の解体等に関する協定書</td> <td>一般社団法人 神奈川県建物解体業協会</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 損壊家屋等の解体 災害廃棄物の撤去 上記に伴う必要な事項 </td> </tr> <tr> <td>災害廃棄物等の処理に関する基本協定書</td> <td>平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町、秦野市伊勢原市環境衛生組合、DOWA エコシステム株式会社</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 車両又はJR貨物による運搬及び輸送に必要なコンテナや資機材等の提供 焼却灰の溶融化、焼却灰の埋め立て、破碎残渣の焼却及びその他の処理 </td> </tr> </tbody> </table>	協定名称	締結先	概要	神奈川県湘南地域県政総合センター管内 5 市 3 町 1 一部事務組合間に於ける一般廃棄物等の処理に係る相互援助協定書	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町、秦野市伊勢原市環境衛生組合	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物等の処理（収集、運搬、破碎、焼却等） 一般廃棄物等の処理に必要な資機材等の提供 一般廃棄物等の処理に必要な職員の派遣 上記のほか、一般廃棄物等の処理に関し必要な行為 	災害発生時における災害廃棄物等の処理等に関する協定書	株式会社 藤沢市興業公社	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物の撤去、収集・運搬 し尿の収集・運搬 汚水の汲み取り 上記に伴う必要な事項 	地震等の災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書	公益社団法人 神奈川県産業資源循環協会	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物の撤去、収集・運搬、処理・処分 上記に伴う必要な事項 	地震等の災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書	藤沢市資源循環協同組合	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物の撤去、収集・運搬 仮置き場の運営・維持管理 上記に伴う必要な事項 	災害時応急必需物資の調達に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> 神奈川県石油業協同組合藤沢支部 有限会社 池田商会 	<ul style="list-style-type: none"> ガソリン、軽油、灯油等の調達 	災害時における物資の輸送に関する協定	一般社団法人 神奈川県トラック協会県南サービスセンター	<ul style="list-style-type: none"> 物資の輸送 	災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定	株式会社 レンタルのニッケン 藤沢営業所	<ul style="list-style-type: none"> 仮設トイレ等 	地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書	公益社団法人 神奈川県産業資源循環協会	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物の撤去 災害廃棄物の収集・運搬 災害廃棄物の処理・処分 上記に伴う必要な事項 	地震等大規模災害時における災害廃棄物の撤去等に関する協定書	一般社団法人 神奈川県建設業協会	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物の撤去 上記に伴う必要な事項 	地震等大規模災害時における損壊家屋等の解体等に関する協定書	一般社団法人 神奈川県建物解体業協会	<ul style="list-style-type: none"> 損壊家屋等の解体 災害廃棄物の撤去 上記に伴う必要な事項 	災害廃棄物等の処理に関する基本協定書	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町、秦野市伊勢原市環境衛生組合、DOWA エコシステム株式会社	<ul style="list-style-type: none"> 車両又はJR貨物による運搬及び輸送に必要なコンテナや資機材等の提供 焼却灰の溶融化、焼却灰の埋め立て、破碎残渣の焼却及びその他の処理 	A
協定名称	締結先	概要																																						
神奈川県湘南地域県政総合センター管内 5 市 3 町 1 一部事務組合間に於ける一般廃棄物等の処理に係る相互援助協定書	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町、秦野市伊勢原市環境衛生組合	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物等の処理（収集、運搬、破碎、焼却等） 一般廃棄物等の処理に必要な資機材等の提供 一般廃棄物等の処理に必要な職員の派遣 上記のほか、一般廃棄物等の処理に関し必要な行為 																																						
災害発生時における災害廃棄物等の処理等に関する協定書	株式会社 藤沢市興業公社	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物の撤去、収集・運搬 し尿の収集・運搬 汚水の汲み取り 上記に伴う必要な事項 																																						
地震等の災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書	公益社団法人 神奈川県産業資源循環協会	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物の撤去、収集・運搬、処理・処分 上記に伴う必要な事項 																																						
地震等の災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書	藤沢市資源循環協同組合	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物の撤去、収集・運搬 仮置き場の運営・維持管理 上記に伴う必要な事項 																																						
災害時応急必需物資の調達に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> 神奈川県石油業協同組合藤沢支部 有限会社 池田商会 	<ul style="list-style-type: none"> ガソリン、軽油、灯油等の調達 																																						
災害時における物資の輸送に関する協定	一般社団法人 神奈川県トラック協会県南サービスセンター	<ul style="list-style-type: none"> 物資の輸送 																																						
災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定	株式会社 レンタルのニッケン 藤沢営業所	<ul style="list-style-type: none"> 仮設トイレ等 																																						
地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書	公益社団法人 神奈川県産業資源循環協会	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物の撤去 災害廃棄物の収集・運搬 災害廃棄物の処理・処分 上記に伴う必要な事項 																																						
地震等大規模災害時における災害廃棄物の撤去等に関する協定書	一般社団法人 神奈川県建設業協会	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物の撤去 上記に伴う必要な事項 																																						
地震等大規模災害時における損壊家屋等の解体等に関する協定書	一般社団法人 神奈川県建物解体業協会	<ul style="list-style-type: none"> 損壊家屋等の解体 災害廃棄物の撤去 上記に伴う必要な事項 																																						
災害廃棄物等の処理に関する基本協定書	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町、秦野市伊勢原市環境衛生組合、DOWA エコシステム株式会社	<ul style="list-style-type: none"> 車両又はJR貨物による運搬及び輸送に必要なコンテナや資機材等の提供 焼却灰の溶融化、焼却灰の埋め立て、破碎残渣の焼却及びその他の処理 																																						

施策	施策内容	旧計画の実施内容	実績の概要	評価																																																																													
(6) その他の ごみに関 する施策	①海岸清掃の継続	海岸清掃、河川ごみの除去等の実施継続	<p>江の島と片瀬海岸東浜（24,000㎡）、西浜（115,500㎡）等の海岸清掃を、公益財団法人かながわ海岸美化財団により実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標の名称</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海岸ごみ収集量（砂防林含まず）</td> <td>479</td> <td>447</td> <td>521</td> <td>593</td> <td>414</td> <td>t/年</td> </tr> <tr> <td>1日清掃デー参加人数</td> <td>17,321</td> <td>16,846</td> <td>15,895</td> <td>16,049</td> <td>実施せず</td> <td>人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※R2は新型コロナウイルス感染拡大の防止対策として、実施せず</p> <p>海岸等清掃実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年500 t 程度清掃 ・毎年16,000人程度が参加 <p>境川大清水橋上流に本市と県が共同で除塵機を設置し、河川ごみを除去</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>除塵機による河川ごみ収集量（境川）</td> <td>2,720</td> <td>1,540</td> <td>5,520</td> <td>3,670</td> <td>1,470</td> <td>kg</td> </tr> <tr> <td>可燃物</td> <td>1,740</td> <td>680</td> <td>2,930</td> <td>1,900</td> <td>770</td> <td>kg</td> </tr> <tr> <td>不燃物</td> <td>980</td> <td>860</td> <td>2,590</td> <td>1,770</td> <td>700</td> <td>kg</td> </tr> </tbody> </table> <p>除塵機による河川ごみ収集量（境川）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H28の2,720kgからR2には1,470kgとなり、H28と比較して1,250kg減少（可燃物970kg、不燃物280kg） <p>河川ごみ組成分析調査結果（境川：令和2年8月4日実施）</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>ペットボトル</td> <td>3.50</td> <td>発泡スチロール</td> <td>0.50</td> <td>新聞・雑誌</td> <td>0.00</td> <td>Kg</td> </tr> <tr> <td>プラスチック製品</td> <td>0.10</td> <td>草・木・枝</td> <td>13.00</td> <td>その他</td> <td>1.00</td> <td>kg</td> </tr> <tr> <td>空き缶・ビン</td> <td>0.05</td> <td>紙製容器</td> <td>0.05</td> <td></td> <td></td> <td>kg</td> </tr> <tr> <td colspan="5">合計</td> <td>18.20</td> <td>kg</td> </tr> </tbody> </table> <p>[資料：藤沢市ホームページ]</p> <p>河川ごみ組成分析調査結果（境川：令和2年8月4日実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・草・木・枝が最も多く、全体の約71%を占め、続いて、ペットボトル約19%、その他約5%となっている 	指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2		海岸ごみ収集量（砂防林含まず）	479	447	521	593	414	t/年	1日清掃デー参加人数	17,321	16,846	15,895	16,049	実施せず	人	項目	H28	H29	H30	R1	R2		除塵機による河川ごみ収集量（境川）	2,720	1,540	5,520	3,670	1,470	kg	可燃物	1,740	680	2,930	1,900	770	kg	不燃物	980	860	2,590	1,770	700	kg	ペットボトル	3.50	発泡スチロール	0.50	新聞・雑誌	0.00	Kg	プラスチック製品	0.10	草・木・枝	13.00	その他	1.00	kg	空き缶・ビン	0.05	紙製容器	0.05			kg	合計					18.20	kg	A
	指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2																																																																											
	海岸ごみ収集量（砂防林含まず）	479	447	521	593	414	t/年																																																																										
1日清掃デー参加人数	17,321	16,846	15,895	16,049	実施せず	人																																																																											
項目	H28	H29	H30	R1	R2																																																																												
除塵機による河川ごみ収集量（境川）	2,720	1,540	5,520	3,670	1,470	kg																																																																											
可燃物	1,740	680	2,930	1,900	770	kg																																																																											
不燃物	980	860	2,590	1,770	700	kg																																																																											
ペットボトル	3.50	発泡スチロール	0.50	新聞・雑誌	0.00	Kg																																																																											
プラスチック製品	0.10	草・木・枝	13.00	その他	1.00	kg																																																																											
空き缶・ビン	0.05	紙製容器	0.05			kg																																																																											
合計					18.20	kg																																																																											
②各種リサイクル関連法に基づく対応	<p>拡大生産者責任の徹底に向けて国などへの働きかけを実施</p> <p>「区域別収集日程カレンダー」やホームページ等で市民へ周知</p>	<p>基本方針1（1）3R推進に関する施策「循環型社会への要望」参照</p> <p>「テレビ・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機（家電リサイクル対象品目）」「パソコン」「オートバイ」について、処分方法や回収先等の情報を「区域別収集日程カレンダー」や市のホームページへ掲載</p>	A																																																																														
③不法投棄対策（重点施策）	<p>各地区の生活環境協議会等と連携し、不法投棄防止運動を継続</p> <p>市独自によるパトロール及びスマートチェックを実施</p> <p>土地所有者と共同で不法投棄防止看板や監視カメラ、監視センサー、防止カメラを市内重点箇所を設置</p>	<p>不法投棄防止運動を継続して実施</p> <p>生活環境協議会等と連携し防止運動を推進すると共に、市独自によるパトロールや収集を実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標の名称</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不法投棄ごみの収集量</td> <td>17.8</td> <td>14.3</td> <td>11.1</td> <td>28.5</td> <td>12.3</td> <td>t</td> </tr> </tbody> </table> <p>不法投棄ごみの収集量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H28の17.8 t からR2には12.3 t となり、H28と比較して5.5 t 減少 <p>土地所有者と共同で不法投棄防止看板を市内重点箇所に設置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標の名称</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不法投棄防止看板設置本数</td> <td>166</td> <td>135</td> <td>130</td> <td>191</td> <td>181</td> <td>本</td> </tr> </tbody> </table> <p>不法投棄防止看板設置本数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H28の166本からR2には181本となり、H28と比較して15本増加 	指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2		不法投棄ごみの収集量	17.8	14.3	11.1	28.5	12.3	t	指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2		不法投棄防止看板設置本数	166	135	130	191	181	本	A																																																		
指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2																																																																												
不法投棄ごみの収集量	17.8	14.3	11.1	28.5	12.3	t																																																																											
指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2																																																																												
不法投棄防止看板設置本数	166	135	130	191	181	本																																																																											

基本方針 3

市民、事業者、NPO 法人等、大学、行政による協働の実現

施策	施策内容	旧計画の実施内容	実績の概要	評価																																	
(1) 協働体制 の仕組み	①市民、事業者、NPO法人等、大学、行政による協働体制の充実	地域で活動している廃棄物減量等推進員、生活環境連絡協議会員、NPO法人、関連団体、市内4大学などとの協働のしくみを充実	平成23年10月に本市と市内にキャンパスを置く4大学（慶應義塾大学、湘南工科大学、多摩大学、日本大学）で湘南藤沢コンソーシアムを設立 地域貢献の視点に立った知的集積にもとづく大学間や行政との連携、協働を推進 令和2年8月から本市、日本財団、（株）セブン・イレブン・ジャパンで新しいペットボトル回収事業を開始（各店舗にペットボトル回収機を設置し、資源化の推進） 令和3年3月に本市とウォータースタンド（株）で「プラスチックごみ削減に関する協定」を締結（市役所分庁舎2階にウォーターサーバーを設置し、マイボトル・プラスチックごみ削減の推進） 本市、（株）ローソン、（有）ラファイエットとプラスチックごみ削減及びシティプロモーションに関する協定を締結し、連携して店舗でのプラスチック削減や、シティプロモーションも兼ねた”FUJISAWA CITY”エコバッグやマイボトルの販売を実施	A																																	
(2) 協働事業 の充実・支援	①廃棄物減量等推進員の活動の充実	一般廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する地域における推進役として、市の施策への協力その他の活動を行う者として、市から委嘱を受けた廃棄物減量等推進員の制度を充実	藤沢市廃棄物減量等推進員（市内14地区等、70名）を市長より委嘱、地域におけるごみの出し方の徹底及び減量・資源化を推進 藤沢市生活環境協議会と一体となってボランティア清掃等の環境美化活動を実施 <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標の名称</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃棄物減量等推進員の研修参加者数</td> <td>49</td> <td>46</td> <td>46</td> <td>44</td> <td>実施せず</td> </tr> </tbody> </table> 人 ※R2は新型コロナウイルス感染拡大の防止対策として、実施せず	指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2	廃棄物減量等推進員の研修参加者数	49	46	46	44	実施せず	A																					
	指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2																															
	廃棄物減量等推進員の研修参加者数	49	46	46	44	実施せず																															
②生活環境協議会との協働の推進	市内14地区の生活環境協議会、地区の町内会・自治会組織や各種団体が連携し生活環境を良くするための活動等を実施 環境美化活動等に功績のあった個人・団体の表彰、ポスター表彰、事例発表など行う市民大会の開催、ホームページでの活動紹介等で支援	ゴミゼロクリーンキャンペーンの実施（年1回） 藤沢市一日清掃デーの実施（年複数回） 不法投棄防止・ポイ捨て防止・落書き消しパトロールの実施（年複数回） 環境研修会・視察研修会の実施（年1回） 毎年、環境美化活動等に功績のあった個人・団体の表彰を実施 以下、R2の実施内容 令和2年度市民大会：中止 地域環境美化功労者 個人6人 団体5団体 令和2年度美化リサイクル推進ポスター入選者24名 ※新型コロナウイルスの影響で表彰式は行わず	A																																		
③美化清掃の充実	海岸清掃：江の島と片瀬東浜、西浜等の清掃について、（公財）かながわ海岸美化財団による海岸清掃を促進 ゴミゼロクリーンキャンペーン（片瀬、鶴沼、辻堂海岸）：毎年5月30日のごみゼロの日直近の日曜日に合わせ実施 地区内道路等清掃：アダプト・プログラム手法を取り入れた「美化ネットふじさわ」を推進	基本方針2(6)「①海岸清掃の継続」参照 藤沢市と公益財団法人かながわ海岸美化財団が、市民・各団体・各企業とともに、藤沢市域海岸一帯のボランティア清掃としてゴミゼロクリーンキャンペーンを実施 <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標の名称</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参加団体数</td> <td>99</td> <td>100</td> <td>94</td> <td>87</td> <td rowspan="3">実施せず</td> </tr> <tr> <td>参加人数</td> <td>5,584</td> <td>5,325</td> <td>5,460</td> <td>4,778</td> </tr> <tr> <td>ごみ収集量</td> <td>1,510</td> <td>1,420</td> <td>1,370</td> <td>1,040</td> </tr> </tbody> </table> 団体 人 kg ※R2は新型コロナウイルス感染拡大の防止対策として、実施せず マイクロプラスチック拾いを実施 美化ネットふじさわの登録団体を広報ふじさわ、市のホームページで募集 <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標の名称</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>美化ネットふじさわ登録団体数</td> <td>71</td> <td>66</td> <td>64</td> <td>64</td> <td>63</td> </tr> </tbody> </table> 団体	指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2	参加団体数	99	100	94	87	実施せず	参加人数	5,584	5,325	5,460	4,778	ごみ収集量	1,510	1,420	1,370	1,040	指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2	美化ネットふじさわ登録団体数	71	66	64	64	63	A
指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2																																
参加団体数	99	100	94	87	実施せず																																
参加人数	5,584	5,325	5,460	4,778																																	
ごみ収集量	1,510	1,420	1,370	1,040																																	
指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2																																
美化ネットふじさわ登録団体数	71	66	64	64	63																																

施策	施策内容	旧計画の実施内容	実績の概要	評価											
(3) 情報発信 ・啓発	①資源とごみの分け方・出し方の周知 (重点施策)	「区域別収集日程カレンダー」の作成配布 「ごみ検索システム」や「藤沢市ごみ分別アプリ」を配信 ごみや資源に関する動画を作成、「藤沢市ごみ分別アプリ」やホームページから視聴できるシステムを構築	「区域別収集日程カレンダー」を作成し、毎年3月に配布するとともに、市のホームページへも掲載 「ごみ検索システム」に加え、平成27年3月「藤沢市ごみ分別アプリ」の配信を開始 市のホームページで、ごみの出し方や分別をよりわかりやすく動画で紹介 「周知・啓発」「ごみと資源のなぜ」「ごみと資源の分け方・出し方」「ごみの減量・資源化」「シティプロモーション」で構成	A											
	②幅広い情報発信	「広報ふじさわ」、「ごみNEWS」による情報発信、市のホームページ、環境ポータルサイト「ふじさわエコ日和」で市民・事業者向けの情報提供・交換を推進 焼却施設の排ガス等や最終処分場からの排水等のデータをホームページに掲載 レジ袋削減を中心としたPRについて、市のホームページでの啓発、キャンペーンなどを推進	「広報ふじさわ」「藤沢市ホームページ」「ふじさわエコ日和」などで情報発信するとともに、「ごみ検索システム」「藤沢市ごみ分別アプリ」などによりごみや資源の分別などを簡単に確認できる手段を整備 藤沢市内の2つの焼却施設の維持管理計画及び維持管理情報、5つの最終処分場の水質測定結果、維持管理情報を市のホームページに掲載 生活環境協議会と協働した啓発活動を実施 藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町による「湘南エコウェーブ」プロジェクトとして、「レジ袋削減/マイバック持参キャンペーンプロジェクト」を実施 藤沢市、(株)ローソン、(有)ラファイエットとプラスチックごみ削減及びシティプロモーションに関する協定を締結し、連携して店舗でのプラスチック削減や、シティプロモーションも兼ねた”FUJISAWA CITY”エコバッグやマイボトルの販売を実施	A											
	③外国人及び転入者への啓発	「区域別収集日程カレンダー」を6カ国語で作成（日本語、英語、スペイン語、ポルトガル語、中国語、韓国語） 転入手続きの際には、「区域別収集日程カレンダー」を配布し、適正なごみ出しを周知	日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語・ベトナム語の7カ国語で「区域別収集日程カレンダー」を作成し、市民窓口センターの外国人登録担当、各市民センターなどに配置するとともに、市のホームページへも掲載 英語、中国語のごみの出し方や分別をよりわかりやすく動画を市のホームページで紹介 転入手続きの際に、資源とごみの分け方・出し方について記載された「区域別収集日程カレンダー」を窓口にて配布	A											
	④市民向けの啓発と協働の場の確保	藤沢市リサイクルセンターが、市民、事業者、NPO法人等、大学との協働の場となるよう積極的に見学者を受け入れ	リサイクルプラザ藤沢（環境啓発棟）は、3Rの取り組みや再生可能エネルギーの活用などについて具体的に体験しながら、楽しく学べる施設として整備 平成26年度から見学者の受け入れを実施※ <table border="1" data-bbox="1062 1291 1941 1367"> <thead> <tr> <th>指標の名称</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設の見学者数</td> <td>9,536</td> <td>10,437</td> <td>7,815</td> <td>7,533</td> <td>1,028</td> </tr> </tbody> </table> 人 ※R2.5以降、新型コロナウイルス感染拡大の防止対策として、施設の団体見学をすべて中止 <u>施設の見学者数</u> ・毎年7,500人から10,000人程度の見学者の受け入れ	指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2	施設の見学者数	9,536	10,437	7,815	7,533	1,028
指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2										
施設の見学者数	9,536	10,437	7,815	7,533	1,028										

施策	施策内容	旧計画の実施内容	実績の概要	評価																					
(3) 情報発信 ・啓発	⑤ごみ処理施設の見学受け入れ	資源化施設、焼却施設等のごみ処理施設に見学者を受け入れ、積極的に情報提供	<p>北部環境事業所、石名坂環境事業所の見学受け入れを実施※</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標の名称</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北部環境事業所見学者数</td> <td>2,539</td> <td>2,354</td> <td>87</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>石名坂環境事業所見学者数</td> <td>1,776</td> <td>1,175</td> <td>1,436</td> <td>1,167</td> <td>46</td> <td>人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※北部環境事業所は、北部環境事業所内の新2号炉建設工事の開始に伴い、平成30年度から北部環境事業所（焼却施設）に係る見学の受け入れを中止（令和5年4月頃再開予定） ※石名坂環境事業所は、R2.5以降、新型コロナウイルス感染拡大の防止対策として、施設見学をすべて中止</p> <p>北部環境事業所見学者数 ・H28及びH29に毎年約2,400人程度が見学</p> <p>石名坂環境事業所見学者数 ・H28からH30までに毎年約1,500人程度が見学</p>	指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2		北部環境事業所見学者数	2,539	2,354	87	0	0	人	石名坂環境事業所見学者数	1,776	1,175	1,436	1,167	46	人	A
	指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2																			
	北部環境事業所見学者数	2,539	2,354	87	0	0	人																		
石名坂環境事業所見学者数	1,776	1,175	1,436	1,167	46	人																			
⑥小学校等のごみ体験学習会の継続	小学4年生、保育園・幼稚園児を対象に、実際に塵芥収集車を持ち込み、ごみの現状や資源について体験学習会を実施	<p>小学校、保育園等のごみ体験学習会を実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標の名称</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ごみ体験学習実施件数</td> <td>58</td> <td>56</td> <td>55</td> <td>59</td> <td>25</td> <td>施設</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>5,437</td> <td>5,541</td> <td>5,604</td> <td>5,471</td> <td>2,666</td> <td>人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ごみ体験学習会は、R2.5以降、新型コロナウイルス感染拡大の防止対策として、すべて中止</p> <p>ごみ体験学習実施件数 ・H28からR1までに毎年57施設程度が実施</p> <p>参加者数 ・H28からR1までに毎年約5,500人程度が参加</p>	指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2		ごみ体験学習実施件数	58	56	55	59	25	施設	参加者数	5,437	5,541	5,604	5,471	2,666	人	A	
指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2																				
ごみ体験学習実施件数	58	56	55	59	25	施設																			
参加者数	5,437	5,541	5,604	5,471	2,666	人																			
⑦市職員による出前講座の継続	藤沢市の職員等によるごみに関わるテーマの出前講座を、自治会、町内会や学校、大学、生活環境協議会などを対象に実施	<p>藤沢市生涯学習出張講座「こんにちは！藤沢塾です」として、市の職員が出向いて、ごみに関わる出前講座を実施 講座内容は、「藤沢市環境基本計画について」「藤沢市地球温暖化対策実行計画について」「藤沢市の廃棄物行政の概要」「落書き消去体験」「海岸清掃体験」「資源とごみの分け方・出し方」（各60分）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標の名称</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施件数</td> <td>2</td> <td>1（書面開催）</td> <td>2</td> <td>件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※R3.7時点</p>	指標の名称	R1	R2	R3		実施件数	2	1（書面開催）	2	件	A												
指標の名称	R1	R2	R3																						
実施件数	2	1（書面開催）	2	件																					

生活排水処理基本計画 施策一覧

基本方針1 生活排水を処理する施設の整備及び適正な維持管理を促進します

施策	施策内容	旧計画の施策内容	実績の概要	評価																																																						
施設整備計画	①公共下水道の整備	湘南ふじさわ下水道ビジョンにもとづく整備計画を推進 下水道整備の際の住民説明を丁寧に進め、接続を促進	公共下水道の整備を推進 <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標の名称</th> <th>H28</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活排水処理率</td> <td>94.9% (96.2%)</td> <td>95.5% (96.6%)</td> </tr> <tr> <td>下水道普及率</td> <td>95.5%</td> <td>95.9%</td> </tr> </tbody> </table> ※（ ）内は目標値 ・H28 に対して R2 は、各項目で整備比率が増加 ・生活排水処理率は目標値未達	指標の名称	H28	R2	生活排水処理率	94.9% (96.2%)	95.5% (96.6%)	下水道普及率	95.5%	95.9%	A																																													
	指標の名称	H28	R2																																																							
	生活排水処理率	94.9% (96.2%)	95.5% (96.6%)																																																							
	下水道普及率	95.5%	95.9%																																																							
②家庭での合併処理浄化槽の整備	浄化槽整備推進区域では、合併処理浄化槽の設置や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に対し、助成を実施	新規浄化槽設置基数 H28～R2 年度：216 基 うち補助金による設置数：41 基	A																																																							
③新しいし尿処理施設の整備	平成 35 年度（令和 5 年度）を目処にし尿処理施設の基幹的整備改進黨を実施し施設の長寿命化を図り、安定した処理を継続	令和 2 年度にし尿処理施設の精密機能検査を実施し、設備状況と課題を確認、安定した処理を継続 基幹的整備改進黨の実施に向け、令和 3 年度に 2 市 1 町による広域化可能性調査を実施	A																																																							
④ディスポーザキッチン処理システムの適正な整備の促進	「藤沢市特定開発事業等に係る手続及び基準に関する条例」に基づき、集合住宅の規模にあった適正な設置と維持管理が進むように指導を継続	ディスポーザキッチン処理システム設置基数 H28～R2 年度：26 基（個人設置を含む）	A																																																							
し尿・汚泥の処理計画	①収集運搬計画	し尿及び浄化槽汚泥は、市内全域を対象に、現行の体制を基本とし、許可業者により収集運搬を実施	し尿及び浄化槽汚泥は、市内全域を対象に、協定を締結している許可業者（株式会社藤沢市興業公社）が適正な収集運搬を実施	A																																																						
	②中間処理計画	収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、北部環境事業所し尿処理施設にて適正処理、発生した処理水は、専用圧送管を經由して大清水浄化センターに送り最終処理	適正処理ができているか、処理水（放流水）について毎月、水質分析を実施 各年度ともに全項目で排水基準値以下 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>排水基準値</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>pH</td> <td>5～9</td> <td>7.8</td> <td>8.0</td> <td>8.0</td> <td>7.6</td> </tr> <tr> <td>BOD (mg/L)</td> <td>600 未満</td> <td>27</td> <td>41</td> <td>54</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>COD (mg/L)</td> <td>—</td> <td>55</td> <td>106</td> <td>103</td> <td>113</td> </tr> <tr> <td>SS (mg/L)</td> <td>600 未満</td> <td>19</td> <td>33</td> <td>40</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>T-N (mg/L)</td> <td>380 未満</td> <td>73</td> <td>105</td> <td>86</td> <td>83</td> </tr> <tr> <td>T-P (mg/L)</td> <td>—</td> <td>8.5</td> <td>4.4</td> <td>5.9</td> <td>6.4</td> </tr> <tr> <td>Cl⁻ (mg/L)</td> <td>—</td> <td>256</td> <td>208</td> <td>220</td> <td>172</td> </tr> <tr> <td>大腸菌群数 (個/cm³)</td> <td>—</td> <td>425</td> <td>298</td> <td>874</td> <td>423</td> </tr> </tbody> </table> ※ pH は最大値、その他項目は平均値 [資料：藤沢市北部環境事業所【し尿処理施設】精密機能検査報告書]	項目	排水基準値	H29	H30	R1	R2	pH	5～9	7.8	8.0	8.0	7.6	BOD (mg/L)	600 未満	27	41	54	52	COD (mg/L)	—	55	106	103	113	SS (mg/L)	600 未満	19	33	40	42	T-N (mg/L)	380 未満	73	105	86	83	T-P (mg/L)	—	8.5	4.4	5.9	6.4	Cl ⁻ (mg/L)	—	256	208	220	172	大腸菌群数 (個/cm ³)	—	425	298	874	423	A
	項目	排水基準値	H29	H30	R1	R2																																																				
pH	5～9	7.8	8.0	8.0	7.6																																																					
BOD (mg/L)	600 未満	27	41	54	52																																																					
COD (mg/L)	—	55	106	103	113																																																					
SS (mg/L)	600 未満	19	33	40	42																																																					
T-N (mg/L)	380 未満	73	105	86	83																																																					
T-P (mg/L)	—	8.5	4.4	5.9	6.4																																																					
Cl ⁻ (mg/L)	—	256	208	220	172																																																					
大腸菌群数 (個/cm ³)	—	425	298	874	423																																																					
③最終処分計画	し尿及び浄化槽汚泥の処理残渣は、北部環境事業所ごみ焼却施設で焼却処理 焼却処理に伴い発生する焼却灰は灰溶融等へ資源化	処理残渣については焼却を行い、発生した焼却灰は溶融資源化している <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>脱水し渣 (t)</td> <td>23</td> <td>24</td> <td>27</td> <td>28</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>脱水汚泥 (t)</td> <td>334</td> <td>155</td> <td>228</td> <td>216</td> <td>226</td> </tr> <tr> <td>処理残渣量合計 (t)</td> <td>357</td> <td>179</td> <td>255</td> <td>244</td> <td>249</td> </tr> </tbody> </table> [資料：藤沢市北部環境事業所【し尿処理施設】精密機能検査報告書]	項目	H28	H29	H30	R1	R2	脱水し渣 (t)	23	24	27	28	23	脱水汚泥 (t)	334	155	228	216	226	処理残渣量合計 (t)	357	179	255	244	249	A																															
項目	H28	H29	H30	R1	R2																																																					
脱水し渣 (t)	23	24	27	28	23																																																					
脱水汚泥 (t)	334	155	228	216	226																																																					
処理残渣量合計 (t)	357	179	255	244	249																																																					

基本方針2 きよらかな水環境の維持のため、啓発や情報発信に努めます

施策	施策内容	旧計画の施策内容	実施内容	評価
情報発信・啓発	①市ホームページでの情報発信	市の「広報ふじさわ」やホームページ、ポータルサイトへ必要な情報を掲載するなどして、海や川の水質調査結果等について市民に広く情報発信	市ホームページで毎月実施している公共用水域（河川及び海域）の水質測定結果や海水及び河川水の放射能濃度を公表 「湘南ふじさわ下水道ビジョン」及び「湘南ふじさわ下水道ビジョン第2アクションプラン」を策定し、施策の実施状況等について公表 平成16年3月に海・浜の秩序ある利用を図るために「藤沢 海・浜のルールブック」を公表（令和3年4月に一部内容の改訂）	A
	②下水道への接続促進や浄化槽への転換の必要性の発信	公共下水道整備済区域・整備予定区域にあるみなし浄化槽等は、公共下水道への接続を、浄化槽整備推進区域では、浄化槽への転換を促進	市ホームページで「全国浄化槽推進市町村協議会パンフレット」を公表し、浄化槽の必要性を周知	A
	③正しい浄化槽維持管理の啓発	みなし浄化槽、浄化槽の設置者に対しては、浄化槽の法定点検、定期清掃を行うことを、今後も市のホームページや設置者への通知により啓発	市ホームページで法定検査、保守点検、清掃について周知 浄化槽保守点検業登録業者を公表	A
	④浄化槽設置及び清掃に関する助成制度	良好な生活環境の保全と公衆衛生の向上を図り、きれいな海・川を守るため、一部の浄化槽に対する清掃料金の助成制度について、今後も市のホームページやパンフレット等により周知	市ホームページで浄化槽設置補助金の制度について周知	A